

2025年9月2日

各位

会社名 ウリドキ株式会社  
(コード番号 418A 名証ネクスト)  
代表者名 代表取締役 木暮 康雄  
問合せ先 取締役CFO経営管理本部長 三輪 衛  
T E L 050-3181-6247  
U R L <https://uridoki.co.jp/>

## 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

当社は、2025年9月2日（火）開催の取締役会において、当社普通株式の名古屋証券取引所ネクスト市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### I. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による株式売出し等

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 30,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（2025年9月16日開催予定の取締役会で決定）
- (3) 払込期日 2025年10月6日（月曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025年9月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、Jトラストグローバル証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (6) 発行価格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2025年9月26日に決定する。）
- (7) 申込期間 2025年9月29日（月曜日）から  
2025年10月2日（木曜日）まで
- (8) 申込株式数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2025年10月7日（火曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 払込取扱場所 楽天銀行株式会社 第二営業支店
- (12) 前記各項目を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (13) 前記各項目については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |                |                              |          |
|----------------|------------------------------|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式                       | 332,400株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 木暮 康雄                        | 90,000株  |
|                | ディップ株式会社                     | 49,100株  |
|                | TSVF1投資事業有限責任組合              | 44,600株  |
|                | ひまわりG3号投資事業有限責任組合            | 25,000株  |
|                | 静岡キャピタル7号投資事業有限責任組合          | 25,000株  |
|                | 佐藤 奈緒                        | 20,600株  |
|                | 千葉 伸明                        | 18,800株  |
|                | 株式会社エルテスキャピタル                | 17,800株  |
|                | 三浦 尚記                        | 8,000株   |
|                | 小林 隆英                        | 8,000株   |
|                | 株式会社グルーオン                    | 4,500株   |
|                | 井上 崇                         | 4,200株   |
|                | 岡野 隼                         | 4,000株   |
|                | 株式会社勝栄商事                     | 4,000株   |
|                | Star harbor. asia. Pte. Ltd. | 2,500株   |
|                | 株式会社マーベラスネット                 | 2,500株   |
|                | 株式会社J I K K                  | 2,000株   |
|                | 角掛 拓未                        | 1,800株   |
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出とし、Jトラストグローバル証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、岡三証券株式会社、マネックス証券株式会社、丸三証券株式会社及びあかつき証券株式会社を引受人として全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止された場合には、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- |                |                                      |             |
|----------------|--------------------------------------|-------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式                               | 50,000株（上限） |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号<br>Jトラストグローバル証券株式会社 | 50,000株（上限） |
| (3) 売 出 方 法    | 売出価格による一般向け売出しとする。                   |             |
| (4) 売 出 価 格    | 未定（上記1.における発行価格と同一とする。）              |             |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 間 上記1.における株式受渡期日と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止された場合には、本株式売出しも中止される。

#### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 50,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 払 込 期 日 2025年11月6日(木曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 割 当 方 法 割当価格でJトラストグローバル証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。
- (6) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (8) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

#### 【ご参考】

##### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
  - ① 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 30,000株
  - ② 売 出 株 式 数 当社普通株式 引受人の買取引受による売出し 332,400株  
オーバーアロットメントによる売出し 50,000株(※)
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2025年9月18日(木曜日)から  
2025年9月25日(木曜日)まで
- (3) 価 格 決 定 日 2025年9月26日(金曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募 集 ・ 売 出 期 間 2025年9月29日(月曜日)から  
2025年10月2日(木曜日)まで
- (5) 払 込 期 日 2025年10月6日(月曜日)
- (※) オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である木暮康雄(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年9月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

議しております。

また、主幹事会社は、2025年10月7日から2025年10月29日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,060,770株
公募による増加株式数	30,000株
公募増資後の発行済株式総数	2,090,770株

第三者割当増資による増加株式数	50,000株(最大)
第三者割当増資後の発行済	2,140,770株(最大)

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による手取概算額23,360千円については、第三者割当増資の差引手取概算額上限50,600千円を合わせて、当社サービスの認知を高めるために行うリスティング広告などのWEB広告宣伝費用として73,960千円(2025年11月期73,960千円)を充当する予定であります。

なお、調達額が予定より増額となった場合には、事業拡大のための運転資金に充当する方針であります。

上記調達資金は、具体的な充当時期まで、または具体的な資金需要が発生し、支払い時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(※) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,100円)を基礎として算出した見込み額であります。

## 4. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社の配当政策は、将来の事業展開及び財務体質の強化を勘案し、長期にわたる安定的な経営基盤としての内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を考慮した配当政策を実施することを基本方針としております。利益還元については、業績の内容、今後の事業展開の見込み等を総合的に勘案して決定していく方針であります。剰余金の配当の決定機関は株主総会であり、期末配当(年1回)の実施を基本としております。なお、当社は現在、成長過程にあると認識しており、当面は今後の業容拡大に備えて一層の内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当する方針であることから、今後の配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、上記の方針に基づき、優秀な人材採用等の資金や、今後の事業展開への準備資金に投入していくこととしております。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記の基本方針に基づき、収益力の強化、安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況や

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

業績、事業環境等を勘案して配当を決定していく方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2022年11月期	2023年11月期	2024年11月期
1株当たり当期純利益	△10.13	22.81円	31.71円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	△747.6%	107.4%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を行っていないため、記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
5. 2022年11月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、ESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

5. 名古屋証券取引所ネクスト市場への上場について

当社は、公募による募集株式発行及び株式売出しを含む当社普通株式について、Jトラストグローバル証券株式会社を主幹事として名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定しております。

6. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ賃貸人である木暮康雄、当社株主であるパズー株式会社、株式会社ニキティス、田中祥太郎及び木暮正彦は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年4月4日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の役員かつ新株予約権者である木暮康雄、田中祥太郎、鈴木祐太、三輪衛及び渡會拓馬は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年4月4日までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した株式の売却等を行わない旨合意しております。

更に、当社株主であるディップ株式会社、株式会社ラサ、TSVF1投資事業有限責任組合、アコード・ベンチャーズ1号CF投資事業有限責任組合、株式会社エルテスキャピタル及び株式会社丸喜堂は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日間（2026年1月4日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、売却価格が「第1募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通じて行う株式会社名古屋証券取引所で行う売却等を除く。）を行わない旨を合意しています。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年9月2日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。